

障害者の就労支援に向けた取組みについて (別添 3)

都道府県名：三重県

【これまでの取組み】

本県においては、福祉・教育・労働の関係者が連携をとって、就労の場の確保に向けて「障害者のチャレンジ支援事業」として①授産施設利用者の一般企業での職場実習の実施 ②知的障害者の介護分野における職場実習の実施 や「障害児者地域連帯・自立支援事業」として①盲・聾・養護学校の生徒への職場実習の実施 ②障害児特別支援教育コーディネーターの育成や IT (情報通信技術) に関する職業訓練を実施し、就業機会の確保に努めている。

また、障害者就業・生活支援センターを県下に3箇所配置し、一般就労している障害者を対象に就業及びそれに伴う生活相談、支援をしているが、就労まで辿り着くことが難しい人が増加している。

【今後の取組み】

事 項	取 組 み
当面の課題	行政間（福祉、教育、商工労働、農林水産、建設）の情報共有・連携強化 企業、労働組合、障害者団体との連携強化 9圏域全てに障害者就業生活支援センターを設置 障害者福祉計画の策定、授産施設等に対する新体系移行に向けた支援 生活訓練、職業準備訓練の場や協力企業の確保
検討体制	各圏域の部会の一つに就労支援部会を設ける 県庁内に障害者の一般就労促進に係る連絡会議を設置
全体スケジュール (平成 18 年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施、圏域調整会議の体制整備 等 7月～8月 市町、圏域調整会議（各部会）による調整 10月～ 障害者福祉計画取りまとめ、調整
国との連絡調整窓口	別紙のとおり

別紙 (三重県)

国との連絡調整窓口	教育担当 教育委員会事務局 小中学校教育室 特別支援グループ 充指導主事 鶴飼 節夫 電話 059-224-2961 Fax 059-224-3302 e-mail: ukais00@pref.mie.jp	雇用担当 生活部 勤労・雇用支援室 雇用グループ 主査 山野 保巳 電話 059-224-2461 Fax 059-224-2455 e-mail: yamany04@pref.mie.jp	福祉担当 健康福祉部 障害福祉室 生活支援グループ 主査 木原 高行 電話 059-224-2266 Fax 059-228-2085 e-mail: kihart00@pref.mie.jp
-----------	---	---	--

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

都道府県名： _____ 滋賀県

【これまでの取組】

平成17年2月に、県と関連団体による『障害者の「働きたい」を応援する滋賀共同宣言』を発表し、その具体策として、平成17年度より、一般企業と同じ条件で働ける就労の場としての「社会的事業所」を整備し、地域での就労・生活支援の拠点として「働き・暮らし応援センター」を各福祉圏域に順次整備を進めている。また、平成17年9月には、滋賀労働局とともに、労働・経済団体に呼びかけ、障害者雇用を含め新たな課題に対処するため「雇用推進・行労使会議チャレンジしが」を設置し、この2月に具体的な計画として「滋賀県雇用推進プラン」を策定した。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	障害者の就労を進めるためには、労働・福祉・教育関係機関はもとより雇用主としての企業等が一体となって取り組む必要があり、障害者の就労と生活を支援するネットワークづくりが課題である。
検討体制	障害者の就労について、企業、労働、教育、福祉等の関係者15名の委員で構成する「滋賀就労支援ネットワーク懇話会」を設置し、関係者の連携のあり方や今後の就労支援のあり方について検討を行うこととした。事務局は、滋賀労働局、滋賀県障害者自立支援課・労政能力開発課、滋賀県教育委員会学校教育課が合同で担当している。
全体スケジュール (平成18年度中)	懇話会を3回程度開催し、障害者雇用ネットワークの構築に向けた取り組みを行うこととしている。 ・「社会的事業所」のあり方など県内の障害者雇用促進に向けた課題を整理。 ・障害者雇用・就労の促進に向けた連携のあり方の検討。 ・障害者の雇用・就労に向けた支援方策の検討。
国との連絡調整窓口	障害者自立支援課 市川 TEL077-528-3542 FAX 077-528-4853 E-mail ichikawa-tadatoshi@pref.shiga.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名： 京都府

【これまでの取組】

府民労働部の取組

- 1 障害者に対する職業能力開発
 - (1) 城陽高等技術専門校の職業訓練
 - (2) 障害者等に対する職場適応訓練（一般職場適応訓練、短期職場適応訓練）
- 2 障害者の自立・就労支援
 - (1) 障害者能力開発モデル事業
 - ① 一般校（京都校・福知山校）で障害者対象訓練の実施
 - ② 生活・就労相談から職業訓練、就職、職場定着までの一体的な支援体制の整備（障害者職業訓練アドバイザーの配置）
 - (2) 離職者向け短期職業訓練・障害者コース（ビルクリーニング科（精神）、介護サービス科（知的）の実施など）
 - (3) 障害者の自立・就労支援のためのネットワーク会議の設置
生活・就労相談から職業訓練、就職、職場定着までを一体的に支援するため、関係機関・団体等で構成。
- 3 障害者の雇用促進・一般就労支援
 - (1) 障害者雇用促進セミナーの開催
 - (2) 障害者雇用開拓アドバイザー3名配置（障害者雇用に係る啓発、相談、助言及び事業所の現状把握）
 - (3) 障害者就職面接会の開催
 - (4) 障害者就業・生活支援センターの指定
 - (5) 障害者優良事業所等表彰
 - (6) 障害者雇用促進事業助成（（社）京都府障害者雇用促進協会に助成）
- 4 障害者の就労定着支援
障害者就労定着推進員1名配置。

保健福祉部の取組（福祉的就労）

- 1 訓練指導
 - (1) 障害者共同作業所等入所訓練助成事業（生活・作業訓練等を行う共同作業所の運営に助成）
 - (2) 精神障害者社会適応訓練事業（事業所において持久力、環境適応能力の向上）
 - (3) 共同作業所技能向上支援事業（障害者の技術向上や授産製品の質の向上を図る）
- 2 就労支援
 - (1) 知的障害者地域就労援助事業（企業等での就労の機会を与え、雇用就労の促進）

- (2) 心身障害者職親委託訓練（技術修得訓練及び生活指導を行い、雇用の促進）
 - (3) 就職促進モデル事業（一般就労へ結びつける支援体制のあり方の検証）
 - (4) ゆめこうば」支援事業（⑦～上記(1)～(3)の事業を統合）
 - ① ゆめこうば支援事業：ジョブパートナーを配置した就労意欲のある5名程度のグループを単位とし、新たに開拓した仕事に助成
 - ② 就労支援訓練事業：施設に在籍しながら、直接就業につながる就労訓練・企業実習の実施（例：清掃業務、花きの栽培等）
- 3 授産製品販路拡大
- (1) 共同作業所等フロンティア事業（府立高校や農業協同組合との連携した農作業施設設備に助成）
 - (2) 京都授産振興センター運営助成事業（販路拡大や共同受注、製作向上技術事業の推進）
 - (3) 授産製品販売促進特別対策事業（営業職員1名の配置等に助成）

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	1 アクションプラン（障害者自立支援計画）に基づく施策の実施 障害者の地域社会における自立生活を支援するため、収入の確保（雇用・就業機会の確保、福祉的就労の環境整備）や居住場所の確保、生活支援・相談体制の確立、IT技術の活用等を具体化し、実施。 2 障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業の円滑な実施 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
検討体制	1 外部委員で構成するアクションプラン検討会議の活用 2 関係機関で京都府障害者雇用支援関係団体協議会を組織し、障害者の就労支援施策を検討。
全体スケジュール （平成18年度）	5月 新事業体系への対応できる補正予算措置 ～9月 新事業体系への円滑な移行 10月 現状分析、課題の抽出、施策の改善、目標の設定 11月 アクションプラン検討会議及び京都府障害者雇用支援関係団体協議会の意見を踏まえた施策の見直し 12月 新規施策の予算化
国との連絡調整窓 □	府民労働部 雇用対策プロジェクト 中田 電話 075-414-5132 保健福祉部 精神・社会参加室 長尾 電話 075-414-4732 FAX 075-414-4597 Eメール n-nagao09@mail.pref.kyoto.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組みについて

都道府県名：大阪府

【これまでの取組】

- 本府においては、「障害者就業・生活支援センター」の設置を促進するため、府福祉、商工・労働、教育部門と大阪労働局が連携・協力し、支援センターへの円滑な移行のための準備と実績づくりを行なう「障害者就業・生活支援準備センター」の運営を市町とともに支援している。
- 授産施設等に入通所する障害者の一般就労を図るため、ハローワーク等関係機関と連携し、就職前の職場実習の段階から就職後の職場定着にいたる就労面と生活面の一体的支援を行なう「ジョブライフサポーター登録派遣事業」を実施している。
- また、授産事業の収益向上を支援し、施設利用者の経済的自立を促進するため、販売先開拓や経営管理等に専任で取り組む授産事業開拓員を配置する授産施設に対して補助金を交付している。
- さらに、養護学校卒業後の就労支援のため、①福祉、労働、教育各分野が連携したブロック会議の開催 ②ハローワーク、各市の障害福祉担当課、進路担当教諭及び企業間での就労支援の情報交換 ③進路研修や現場実習の機会を増やすための大阪府の公務労働内における職場実習等に取り組んでいるところである。
- 今後ともこれらの支援をより効果的なものとするため、関係機関のより一層の連携・協力を図りながら、障害者の自立支援を進めていく。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 授産施設等の就労移行支援及び就労継続支援への移行支援と障害福祉計画目標値実現のための方策検討 ② 障害者の一般就労に向けた施設、保護者や企業の意識の醸成 ③ 養護学校卒業生や福祉施設利用者の就職率向上に向けた職場開拓や職場定着支援 ④ 府内企業の法定雇用率達成割合の向上
検討体制	① 府内に就労支援の関係行政機関からなる障害者雇用検討組織を設置予定 ② 養護学校卒業生の一般就労に向けたブロック会議、進路担当者会議での検討 自立支援研修の実施 ③ 新事業体系への移行支援として、施設関係団体と定期的に検討会を実施
全体スケジュール （平成18年度中）	5～6月 事業者に対して新事業体系に基づく移行希望調査を実施 5～8月 サービス見込み量算定（必要に応じ、市町村及び事業者と調整） 9月 障害福祉サービス見込み量 国へ報告 3月 障害福祉計画策定
国との連絡調整	大阪府障害保健福祉室計画推進課 宮口 智明 電話 06-6941-0351 内2481 06-6944-2362（直通） Fax 06-6942-7215 Email miyaguchit@mbx.pref.osaka.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：兵庫県

授産施設等で働く障害者のうち一般就労を希望する者に対し、企業等でのインターンシップ（職場研修）を労働部局の養成したジョブコーチのもと実施するなど、福祉的就労から一般就労に向けた支援を行っている。また、福祉・労働・教育の行政機関、民間団体等で構成するネットワーク会議を開催することにより、情報の共有と関係機関の協力体制の構築を図っている。
 今後は、障害者個々の就労を支援する実効性のあるネットワークを各地域毎に構築していく必要がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	① 福祉的就労から一般就労への移行支援と職場定着支援 ② 授産施設等で働く障害者の賃金向上による社会的自立支援 ③ 授産施設等の障害者自立支援法における新サービス体系への移行支援と障害福祉計画の策定 ④ 養護学校等卒業後の支援につながる個別移行支援計画の策定とその活用
検討体制	① 福祉・労働・教育の行政機関、民間団体等により構成される「障害者雇用・就業支援ネットワーク会議」を全県（県庁）及び各県民局圏域毎に設置し、障害者の雇用・就業に向けた支援を継続的かつ効果的に提供する体制を構築している。 ② 教育委員会では、特別支援教育体制推進事業（文科省委嘱事業）により、県内2県民局管内を総合推進地域に指定し、教育、福祉、労働等の関係者による運営会議において、幼児から就労までの一貫した指導体制の整備に向けた調査研究等を行っている。
全体スケジュール (平成18年度中)	① 障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（県レベル）の開催 5月、10月、2月 ② 障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（地域レベル）の開催 随時（年3回程度） ③ 授産施設等の障害者自立支援法における新サービス体系への移行支援と障害福祉計画の策定 4～6月 移行希望調査 6～8月 市町、圏域における調整 9月 障害福祉計画の作成、取りまとめ ④ 特別支援教育体制推進事業（文科省委嘱事業） 5月、3月 調査研究運営会議の開催 6月、2月 特別支援教育連携協議会の開催
国との連絡調整窓口	健康生活部福祉局障害者支援課就労支援係 結城 TEL:(078)341-7711(内線3036) FAX:(078)362-3911 E-mail:yoshihiko_yuuki@pref.hyogo.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：奈良県

本県においては、養護学校卒業生等の事業所への就職促進を図るための職場適応訓練を実施するとともに、障害者の能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた委託訓練を実施している。18年度からは、新たに高等技術専門校において知的障害者を対象とした職業訓練を実施する。また、障害児の社会参加や自立を目指して、雇用・福祉・教育に携わる関係機関が情報交換し、それぞれの業務が円滑に進められるよう「障害児進路開拓協議会」を開催してきた。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	・民間企業における実雇用率（1.8%）の達成及び障害者法定雇用率達成企業割合の向上。 ・個別の移行支援計画の作成 ・障害者雇用に係る助成金制度の活用と職場への定着支援のための連携。
検討体制	・障害児進路開拓協議会の一層の活用
全体スケジュール (平成18年度中)	4月 軽度の知的障害のある生徒の職業教育を充実させるために、高等養護部を新たに設置 7月 第1回進路開拓協議会 9月 障害者訓練事業（知的障害者対象）の開始 11月 第2回進路開拓協議会
国との連絡調整窓口	福祉部障害福祉課 中 正道 TEL 0742-22-1101 (内線:2831) FAX 0742-22-1814 eメール naka-masamichi@office.pref.nara.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：和歌山県

【これまでの取組】

本県においては、教育、雇用、福祉部門が連携を図りながら、福祉施設の利用者や養護学校の生徒が県庁や民間企業での職場実習を、県で育成したジョブサポーターの協派遣して、実施している。
また、県教育委員会主催で、盲・ろう・養護学校高等部卒業生の一般就労に向けた取組について、「障害生徒進路対策協議会」を年2回開催し、県内各ハローワーク、地域療育等支援事業コーディネーター、各盲・ろう・養護学校進路担当者、障害福祉課、雇用推進課、労働局、障害者職業センター等が一堂に会し、一般就労に向け協議を行っている。

【今後の取組】

事 項	取 組
当 面 の 課 題	① インターンシップの周知並びに実施可能な関係機関等の拡充 ② ジョブコーチとの連携に対する各学校の意識に差があるため、その解消に向けた取組 ③ 社会参加を見据えた勤労意欲等の育成を目指した教育課程の編成並びに指導内容の充実 ④ 各学校による就労者支援の充実（アフターケアを行う際の活動費の予算化等）
検 討 体 制	① 関係各課等との連携会議の開催 ② 盲・ろう・養護学校学部主事及び進路指導担当者等との協議
全体スケジュール (平成18年度中)	7～8月 盲・ろう・養護学校学部主事会の開催 10月, 2月 障害生徒進路対策協議会等の開催 3月 障害者福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	教育委員会学校教育局県立学校課 米田 良博 TEL 073-441-3662 FAX 073-441-3664 e-mail yoneda_y0006@pref.wakayama.lg.jp 商工労働部労働政策局雇用推進課 新解 美紀 TEL 073-441-2807 FAX 073-422-5004 e-mail shinkai_m0002@pref.wakayama.lg.jp 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 西川 武志 TEL 073-441-2537 FAX 073-432-5567 e-mail nishikawa_t0001@pref.wakayama.lg.jp

(別添3)

障害者の就労支援に向けた取組について

【これまでの取組】

都道府県名：鳥取県

特になし。

【今後の取組】

事 項	取 組
当面の課題	① 障害児の就労支援に当たっては、学校現場から一般社会（就職）へつながる一連の職業訓練（指導）が必要と思われるが、教育から労働、又は福祉への連携が十分にされていないため、支援が分断又は単発に終わっている。今後は、学校在学の早い時期から就労に向けての取り組みが必要。 ② 個人の能力の発展と職場の理解、業務の開拓、ワークシェアリングなども念頭にいた上で、福祉的就労から一般就労への移行のための支援が必要。 ③ 県内企業における障害者雇用率は1.71%（H17）で法定雇用率を下回っていることから、障害者雇用を拡大させるための施策（就業機会の拡大、職業訓練機会の充実等）が必要。
検討体制	① 県庁内にワーキンググループを設置し、特に就学から就労にスムーズに結びつけること及び長期に渡る就労継続を目標として、福祉・労働・教育の各関係機関が連携して、障害のある児・者への各ステージでの教育・就労等支援の方策・仕組みについて検討する ② 外部講師等を招き、講演会等を開催することにより、障害者雇用の現状等について関係者の理解を深める。 ③ 障害者を雇用するに至る経緯から雇用後に配慮した点など、今後企業が障害者雇用を進める上での参考となる「障害者雇用の具体的取組事例集」を作成する。
全体スケジュール	4～9月 ワーキングを開催し、現状・課題の整理及び具体的な対応策を検討する。 10月 検討結果を取りまとめるとともに、19年度予算要求に反映させる。 3月 具体的取組事例集の作成
国との連絡調整窓口	担 当：鳥取県福祉保健部障害福祉課 高田治美 電 話：0857-26-7889 F A X：0857-26-8136 eメール：takataha@pref.tottori.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名： 島根県

本県においては、7つある障害保健福祉圏域のうち、3圏域に障害者就業・生活支援センターを設置し就労支援を行っているが、東西に長く離島もあるため、既存の就業・生活支援センターだけでは、対応ができない状況にあり、各圏域に就労支援を行うセンターの設置が必要であると考えている。
また、盲・ろう・養護学校卒業生の就業促進については、平成10年度より島根県特殊教育諸学校進路開拓推進事業（通称：あいワーク）を展開している。県レベルの運営協議会の他、県内を6地域に分けて進路指導地域懇談会を開催し、福祉・労働行政、職親の会、事業主団体、施設、作業所、盲・ろう・養護学校等の各関係者が情報交換を行い、職場実習の受入促進、雇用促進及び卒業後支援を図っている。盲・ろう・養護学校においては、個別移行支援計画を作成し、支援のスムーズな移行を図っている。しかし不況の影響で事業所への就職は依然として厳しい状況がある。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害者就業・生活支援センター未設置圏域での就労支援の在り方 ②盲・ろう・養護学校卒業生の一般事業所への就労促進と職場定着支援の充実。
検討体制	①平成18年度より、障害者就業支援センター事業を開始し、障害者就業・生活支援センター未設置圏域に、就労支援ワーカーを配置して就労支援を図るとともに、連絡会議を開催し関係機関との連携を図る。 ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業 ・県教育委員会が主催し、年2回各盲・ろう・養護学校の進路指導担当者及び関係機関の担当者による情報交換や課題等についての協議を行うため、進路担当者連絡協議会を開催する。 ・県下6地域において、各地域に設置されている盲・ろう・養護学校の幹事校が主催し、各校の進路指導担当者及び関係機関の担当者による情報交換やケース検討、課題等についての協議を行うため、進路指導地域懇談会を開催する。
全体スケジュール (平成18年度中)	①障害者就業支援センター事業 4月～ 益田圏域において就労支援センター事業開始（連絡会議の開催） 5月～ 雲南圏域において就労支援センター事業開始（連絡会議の開催） ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業 5月8日 第1回進路担当者連絡協議会（進路開拓推進協議会と同時開催とする）の開催 *上記連絡協議会を受け、各地域毎に進路指導地域懇談会を随時開催する。 3月9日 第2回進路担当者連絡協議会（進路開拓推進協議会と同時開催とする）の開催
国との連絡調整窓口	①障害者就業支援センター事業について 健康福祉部障害者福祉課支援第一グループ 担当：青山佳世 TEL：0852-22-6527 FAX：0852-22-6687 E-mail：aoyama-kayo@pref.shimane.lg.jp ②特殊教育諸学校進路開拓推進事業（通称：あいワーク）について 教育庁高校教育課特別支援教育室 担当：森山真治 TEL：0852-22-5420 FAX：0852-22-5762 E-mail：moriyama-shinji@pref.shimane.lg.jp

障害者の就労支援に向けた取組について

(別添3)

【これまでの取組】

都道府県名：岡山労働局

障害者の就労支援については、安定所の窓口において、職業相談実施後就職に結びつけるまでの過程において、関係機関との連携は不可欠であり、障害者の態様に応じて職場適応訓練等を実施するなど連携を図っている。
また、障害者の任免状況報告書をもとに、地方公共団体等に対し雇用率の達成指導等を行っている。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①改正障害者雇用促進法の周知 ②障害者雇用率達成指導の一層の推進（県、市町村の機関に対し厚生労働大臣名の要請文書による要請） ③関係機関との連携強化による障害者雇用対策の推進（連絡会議の開催等）
検討体制	①担当者会議等において法改正に係る内容の説明・周知を行う。岡山労働局ホームページへの掲載 ②県、市町村の機関のうち障害者雇用率制度の対象となる全機関に対し厚生労働大臣名による要請文書により要請を行う。（うち知事部局、県教育委員会及びその他の未達成の県、市町村の機関については労働局幹部又は所長の訪問手交を実施） ③障害者雇用関係機関6所連絡会議の開催（県産業労働部、雇用開発協会、吉備職リハ、障害者職業センター、労働局、安定所）
全体スケジュール (平成18年度中)	4～5月 厚生労働大臣名による要請を実施 5月、1月 6所連絡会議 9～10月 障害者就職面接会の開催
国との連絡調整窓口	

2008 04/19 WED 17:06 FAX 086 224 6520 岡山県障害者福祉課
 08-4-1911133AM:岡労働局取組
 1055014527
 4 / 3
 002/002

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：広島県

【これまでの取組】

- 障害者雇用連絡協議会の設置・開催（事務局：労働局）
障害者の雇用の促進と安定を図るため、広島労働局と広島県が円滑・効果的な連携を図り、必要に応じて関係機関と連携・調整を行い、障害者雇用に関する協議・情報交換等を行っている。（平成17年度は、①障害者雇用促進法案・障害者自立支援法案の国会提出を踏まえて、地域における障害者の自立促進のための今後の福祉施策と雇用施策の取組みについての情報交換②発達障害者支援法を踏まえて、今後の発達障害者支援への取組みについての情報交換（発達障害者支援センターの設置に向けての進行状況及び今後の連携についての意見交換）等を議題の中心として協議。）
- 障害者雇用連絡協議会の設置・開催（事務局：ハローワーク）
県内7ブロック単位で設置し、障害者の雇用促進と安定を図るために、障害者の雇用に係る諸問題について地域の関係機関が連携を図っている。
・ 主な構成員（ハローワーク・労基署・人権擁護委員会・教育事務所・盲ろう養護学校・県地域事務所・県保健所・教育委員会・保健所・児童相談所・障害者更生相談所・障害者支援センター・雇用開発協会・障害者職業センター等）
・ 協議事項～雇用に係る諸問題についての対応・就職の促進及び社会復帰の促進に関すること等。
- 福祉保健部の取組み
・ 授産施設等就労支援モデル事業
経営改善の取り組み意欲のある授産施設等からモデル施設を選定し、現状の経営分析を行うとともに、新たな商品開発・販路拡大など経営基盤の充実・強化に向けた取り組みを支援する。（H18年～）
- 商工労働部の取組み
・ 障害者雇用促進支援資金（雇用促進支援資金融資）
事業拡大に伴う障害者の雇用拡大や経営逼迫時の障害者雇用維持のため、事業主に対して低利で融資する資金を創設する（H18年～）。
・ 障害者在宅ワーク支援研修事業
通勤が困難な障害者の就業機会の拡大を図るため、障害者への配慮がなされたホームページ作成のための教材等を活用した遠隔研修を実施する。
・ 障害者就業支援事業
障害者に対し、職業生活に必要な基本的労働習慣を習得させるための訓練、援助を行う一方、事業主に対する雇用相談や職場定着支援を実施している広島地域障害者雇用支援センターに対する支援を行う。
・ 障害者職業能力開発事業
訓練生一人ひとりの障害の態様に配慮したきめ細かな施設内訓練を広島障害者職業能力開発校において実施するとともに、民間教育訓練機関等への委託による小人数グループ制の職業訓練を実施する。
- 教育委員会の取組み
盲・ろう・養護学校の高等部においては、作業学習、職業・家庭等の授業や、就業体験（インターンシップ）をととして就労支援に向けた取組を行うとともに、平成15年度までは旅費の措置及び受入事業所への報償を内容とする就業体験推進事業、平成16年度は委託企業による就業体験受入事業所の新規開拓及びその情報の共有・活用を行う社会参加・自立支援事業を実施

【今後の取組】

事項	取組		
当面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○授産施設等の就労移行支援等への移行支援と障害福祉計画の策定 ○盲・ろう・養護学校高等部卒業生の就職率の向上 ①進路指導年間実施計画及び個別の移行支援計画に基づく進路指導、作業学習及び職業・家庭等の職業教育に関する教育課程の充実等 ②関係機関との連携による進路指導 ③職業教育の推進（教育課程編成の在り方、指導内容・指導方法の在り方及び進路指導体制の構築等）に係る調査研究、職業学科の設置の在り方） ④生徒の希望、能力及び適性に応じた就業体験受入事業所の新規開拓 ○関係機関のネットワークの構築 		
検討体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県の障害者施策全般、障害者プランの見直し及び障害福祉計画の策定にあたっては、障害者施策推進協議会において審議する。 ○検討に当たっては、就労支援部門のワーキングチームを設置し、就労支援やその支援にかかる連携等について検討する予定。 ○自立支援協議会に雇用・教育分野の機関の参画を依頼し、就労関係機関を加えたネットワークを構築するとともに、市町域等において、同様の地域自立支援協議会の設立が図られるよう支援を行う。また、この自立支援協議会に就労支援及び障害福祉計画策定にあたっての意見等を伺い施策に反映させる予定である。 ○広島労働局に事務局を置く障害者雇用連絡協議会の開催（県（福祉保健部・商工労働部・教育委員会）と労働局の連携…必要に応じて他機関も参加） ○県内7ブロックのハローワークに事務局を置く障害者雇用連絡協議会の開催（国・県・市・町・関係機関の連携） 		
全体スケジュール（平成18年度中）	5月 障害者雇用連絡協議会の開催、障害者雇用連絡協議会の開催（5月～7月）、新事業体系に基づく移行希望調査を実施、ワーキングチームによる検討、障害者施策推進協議会の開催 6～7月 市町における検討、地域自立支援協議会の設立準備、県調整 9月 障害福祉計画とりまとめ		
国との連絡調整窓口	広島県福祉保健部社会福祉局 障害者支援室 主任 沖田 喜央 電話 082-513-3156 FAX(082)223-3611 E-mail: fusyoushien@pref.hiroshima.jp	広島県商工労働部総務管理局雇用対策室 櫻河内 知子, 松前 佑輔 電話082-513-3425 FAX082-222-5521 E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.jp	広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室 専門員 平川 雅弘 電話 082-513-3432 FAX082-222-5521 E-mail: syosyokunou@pref.hiroshima.jp
	広島県教育委員会事務局教育部 特別支援教育室 指導主事 三浦 直宏 電話(082)513-4982 FAX(082)228-5171 E-mail: tokushien@pref.hiroshima.jp		

障害者の就労支援に向けた取組について

都道府県名：山口県

【これまでの取組】

本県の福祉部局において、授産活動サポーターや授産製品展示会による授産活動活性化に取り組んでいるが、今後は、就労移行支援等の障害者自立支援法の新体系事業への移行が課題と考えている。

このほか、労働部局において障害者雇用企業からの物品調達制度等の実施に、教育部局において養護学校等における卒業生の就労支援（職業自立・進路指導推進協議会や県内就労促進協議会の開催、企業訪問推進事業の実施、キャリア教育推進事業の活用等）に、それぞれ取り組んでいる。

今後、障害者の就労支援に向けて、福祉・労働・教育の各部局が緊密な連携を図ることが重要になると考える。

【今後の取組】

事項	取組
当面の課題	①障害福祉計画を策定する上での新体系事業（就労移行支援等）移行目標値の設定及び達成に向けた関係機関との連携 ②養護学校等卒業生の事業所への就労率向上と職場定着支援（フォローアップ体制の整備と追跡調査）の充実等
検討体制	①障害福祉計画策定検討の中で、労働・教育担当部局を含めた関係課による庁内検討組織を立ち上げ、今後の就労支援の方策や計画に定める目標値の設定、目標の達成に向けた方策等の検討を行う。 ②特別支援教育推進に関わる実行計画推進委員会を設置し、進路・就労支援体制など総合的な検討を図る。 ・各学校現場において、現場実習の在り方や定着指導、追跡調査等の実施について検討を図る。 ・従来の職業自立・進路指導推進協議会、県内就労促進協議会において、関係諸機関との具体的な連携方法やネットワーク強化の検討を図る。
全体スケジュール (平成18年度中)	4～6月 新体系サービスへの移行希望調査を実施、障害者施策推進委員会の設置等 7～9月 サービス見込書の間とりまとめ 5～2月 職業自立・進路指導推進協議会の開催（1回）、県内就労促進協議会の開催（2回） 特別支援教育推進に関わる実行計画推進委員会の開催（7回）
国との連絡調整窓口	健康福祉部障害者支援課社会参加推進班 瀬原正博 TEL:083-933-2765 FAX:083-933-2779 E-mail:sehara.masahiro@pref.yamaguchi.lg.jp

- 1 -

障害者の就労支援に向けた取組みについて

都道府県名：徳島県

【これまでの取組み】

本県においては、障害者就業・生活支援センターを県内3圏域において指定し、雇用安定等事業と生活支援センター事業を委託実施している。

今後、就労移行支援等の障害者自立支援法の新体系事業への移行が課題であると考えている。

また、障害児教育諸学校においては、進路指導主事を中心に相談支援を行うとともに、「障害児教育諸学校進路指導懇談会」や「進路開拓推進事業」等を通じて就職支援体制作りにも努めている。

【今後の取組み】

事項	取組み
当面の課題	①授産施設等の就労継続支援及び就労移行支援への移行支援と障害福祉計画の策定 ②県内企業における障害者の就労促進 ③障害児教育諸学校卒業生の一般事業所への就職促進と職場定着 ④離職者に対する再就職等のための支援体制の確立 ⑤障害児及び障害児教育に対する県内企業の関心と理解を深める
検討体制	①各圏域ごとに連絡調整組織を設け、障害福祉計画に係る圏域調整等を行う。 ②職場定着に向けた取組を検討するため「障害児教育諸学校進路指導懇談会」を設置。 ③障害児教育諸学校の卒業生に対する総合的な支援について検討する「地域就職・生活支援ネットワーク会議」を設置。
全体スケジュール (平成18年度中)	4月～6月 新事業体系に基づく移行希望調査を実施 7月～8月 市町村及び圏域間の調整 9月 障害福祉計画取りまとめ
国との連絡調整窓口	徳島県保健福祉部障害福祉課 北村昌史 電話 088-621-2244 ファクシミリ 088-621-2241 メールアドレス kitamura_masahumi_1@pref.tokushima.lg.jp